

議案第53号

葛飾区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地方税法の改正を踏まえ、延滞金の割合の特例に係る規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例

(葛飾区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正)

第1条 葛飾区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和28年葛飾区条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(葛飾区国民健康保険条例の一部改正)

第2条 葛飾区国民健康保険条例（昭和34年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(葛飾区後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 葛飾区後期高齢者医療に関する条例(平成20年葛飾区条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(葛飾区介護保険条例の一部改正)

第4条 葛飾区介護保険条例(平成12年葛飾区条例第48号)の一部を次のように改正する。

付則第3条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例の一部改正)

第5条 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例(平成11年葛飾区条例第39号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の葛飾区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものに

ついて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の葛飾区国民健康保険条例付則第2条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の葛飾区後期高齢者医療に関する条例付則第2条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の葛飾区介護保険条例付則第3条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 6 第5条の規定による改正後の葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例付則第5項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。